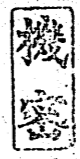


高田
機密
歐亞局長



機密第七九號

昭和十四年四月十七日

在波蘭

特命全權大使 酒匂 秀



調査部

外務大臣

有田 八郎 殿

「ウクライナ」民族懷柔工作ノ具体化ニ關スル件
本件ニ關シ「ルヴオフ」出張中ノ後藤副領事ヨリ別添ノ如キ報告提出アリタルニ付御参考迄ニ茲御送付申進ス

ウクライナ

分類 A. O. O. 1-4

在ポーランド日本公使館

名件
南外
調
14.5.13
情
藤

昭和十四年三月十五日

「ウクライナ」民族懷柔工作ノ具体化ニ關スル件
最近對獨秀國氣ノ緊張ニ伴ヒ波蘭政府當局及新聞其他輿論機關等舉ツテ對内問題整調及對外特ニ對獨敵愾心ノ振起ニ繼起トナリ就中當地方ニ於ケル「ウクライナ」民族懷柔工作ハ愈々具体的ニ表現セラ
ルルニ至リ從來屢々開催セラレタル反「ウ」示威運動及集會等ハ遽
カニ消滅シ反之最近四月十、十一兩日復活祭ヲ機トシ飛行機ニヨル
大々的宣傳「ピラー」ノ撒布行ハレタルカ其ノ對「ウクライナ」人檄
文ノ内容左ノ如シ
「ウクライナ」人諸君ニ告ク、貴下等ハ「ルーシ」又ハ「ウクライ
ナ」人ト稱スルモ血統ヲ迪レハ吾等波蘭人ト均シキ「スラヴァンス
キー」ニ屬スル同胞テアル而シテ此地ハ古來吾人「スラヴァンスキ
ー」族ニ屬シ往時ニ遡レハ一四一〇年ノ候諸氏ノ先輩ト共ニ協力シ
テ對獨戰禍ヲ防衛シタル歴史アリ偶々近世ニ至リ一部「ウクライナ
ー」人ハ塊洪國ノ煽動ニ眩惑セラレ武器ヲ與ヘラレテ吾人波蘭人ト戰
ヘリ其後一九二〇年ニハ某國ノ煽動ニ依リテ「ウ」人諸君ノ對波蘭

在ポーランド日本公使館

「テロール」頻リニ行ハレタモ皆之外國ノ煽動ニ動カサレタルモノ
ナラサルハ無シ今ヤ吾人ハ過去ヲ全部忘レタ、見ヨ最近ノ事例「カ
ルバト、ルシ」ノ慘狀ヲ見ヨ「ウオロシン」ハ曰ク獨ノ偽購政策ニ
カカレリト右一語ニシテ盡キルデハナイカ今ヤ「ウ」人諸君ハ外國
煽動ニ對スル苦キ經驗ヲ繰返スノ愚ヲ見ルコトナカレ現在波蘭領ニ
於ケル貴下等ノ國民的好遇何レニカ^{イザ}忠誠以テ波蘭國民タレヨ其ノ
土地ハ波蘭人タル諸君ノ土地ニ非ラスヤ、護レ、今ヤ波蘭人ハ諸君
ニ對シ衷心ヨリ濫キ手ヲ差伸ハシ居レルヲ知レ、今更「ウクライナ
」人ノ特殊國家ノ建設ノ如キ夢ヲ見ルナ、大衆諸君ヲ眩惑シ「ウ」
人建國ナトヲ企劃セル一部人士ハ成ラサルト見テハ即時身ヲ匿クス
ヘク殘レル諸君ハ其ノ責任ヲ自己ノ血ヲ以テ貧フヘキヲ想ヘヨ
希臘及羅馬ノ何レヲ問ハス神ノ教ヘハ同シコト々教ヘノ偶ニ相提携
シテ波蘭國ヲ護レヨ

在ポーランド日本公使館

編者附言

原書

A 2. 0. 0. 2. 10

件例、村、特、包、團

政策、手、保、維、長、存

寫

昭和14 一二〇〇五 (暗) ワルソ 四月十九日後發

有田外務大臣 本 省 酒匂大使

第一〇二號 往電第六三號ニ關シ

當國國內狀況(四月下旬)概要左ノ通り

一 三月中旬以來一部動員セラレ現兵力ハ約五十萬(平時三十箇師二十五萬)程度ト認メラレ爾來逐次補充シツツアル如ク未タ復歸ヲ聞カス

二 三月末牽引用家畜車輛等ヲ徵發現役兵ノ家族扶助令飛行義勇兵令「ライ」麥輸出禁止令等七法令發布セラレタリ

三 三月二十七日國防基金調達令發布セラレ向フ三年ニ亘リ十二億「ズロチ」ノ金額ヲ内外債ニ依リ調達スルコトトナレリ

四 (1) 國內「ウクライナ」人ハ政府ノ彈壓懷柔兩政策ニ拘ラス未タ反

(分類 A 6. 0. 0. 1-4)

外務省

(日本標準規格 B5)

戰ノ態度ヲ捨テス之カ爲當局ハ「ウ」人ノ召集ヲ行ハス尤モ有事ノ際ハ警察力ニ依リ彈壓可能ノ程度ト認メラル

(四) 猶太人ハ反獨熱モ手傳ヒ政府支援熱心ニシテ現ニ猶太議員團ハ三月末猶太少數民族三百萬ハ悉ク波蘭ノ爲ニ其ノ義務ヲ盡スヘ

シト決議シ公債及其ノ他ニ盡力シツツアリ尤モ兵役ニ於テハ依然重要地位ニ就ケラレ居ラス

(ハ) 獨逸人ニ對シテハ最近各地ニ於テ多少逮捕行ハレタル以外特別ノ事ナシ但シ「ダンチヒ」内ニ反「ナチ」祕密放送局設置セラレタリトノ説アリ

五 一般人心ハ從來ノ行懸ヲ忘レ結束ヲ固メツツアルモノノ如ク現ニ亡命中ノ前首相「グイトス」(農民黨首領)ハ自發的ニ歸國シ政府之ヲ特赦セリ又當國唯一ノ軍略家ノ稱アル「シコルスキイ」將軍モ歸國シタリ

六 憲法及「オゾン」(國民合同陣營)ノ存在ニ依リ半獨裁國タル當

外務省

(日本標準規格 B5)

國ハ統制比較的容易ナルカ一時盛ニ攻撃セラレタル「ベック」外相ハ英波協定以來人望ヲ回復セル觀アリ又蘇聯ニ對シテハ「アンチコミンズム」ノ感情強キモ有事ニ際シ武器及原料ヲ蘇聯ヨリ仰クハ已ムヲ得サルノミナラス必要ナリトスル空氣濃厚ヲ加ヘツツアリ

在歐各大使及壽府へ暗送セリ

(H 本標準規格 B5)

外務省

寫者附言

原書
A2.0.0.2/10
トウ、チエ、コ合符後
英仙例、村松、包圍
政第、存、雜、件
ニ在リ

寫

昭和14 一三七〇六 (暗) ワルソー 五月五日發
有田外務大臣 本省 六日前着
第一一三號 酒匂大使

往電第一一二號ニ關シ
「ベック」外相ノ演說終ルヤ直ニ大統領ニ議會閉會中經濟財政及國防ニ關スル獨裁權ヲ與フル趣旨ノ法案提出セラレ滿場一致可決セリ
尙往電第一〇二號ニ關シ客月十四日附ヲ以テ休職下士ノ現役召集ニ關スル大統領五月二日附ヲ以テ將校ノ軍隊勤務ニ關スル大統領令並ニ演習ノ種類期間ニ關スル大統領令夫々公布セラレタリ動員ハ引續キ弗々行ハレ居レリ
在歐各大使へ暗送セリ

(H 本標準規格 B5)

外務省

編者所書
原書
A22281/
ニテリ

寫

昭和14 三四六九六 暗 アンカラ 九月三十日後發
本 省 十月 一日前着

武富大使

野村外務大臣
第三一六號

羅馬尼發本大使宛電報
第一〇號

大臣へ轉電アリタシ
第二一號

往電第一六號ニ關シ

二十八日「ラ」大使ヲ往訪シ其ノ後ノ成行ヲ質シタルニ同大使ハ未
タ決定ヲ見サルカ右ハ當國ノ獨蘇ニ對スル氣兼カ主因ト思ハルルモ
此ノ儘推移ヲ許ササルヘキニ依リ數日中ニハ何等カノ決定ヲ見ルヘ
シ尤モ大統領ハ「クー」脱出ニ際シ適當ノ措置ヲ講シ置ケル模様ナ
ルモ何等カノ工作カ案出又ハ取締ハルルニアラスヤト考フ旨洩ラセ

外務省

(日本標準規格B5)

リ

尙目下佛國內ニ在ル人物トシテハ往電第一四號ノ *Alouche* ノ外

Boysberry (二回内務大臣大統領候補タリシコトアリ) *Palachi*

(元海相) *Pakowski* 位ノモノナル由(何レモQZ系統)因ニ

「シエンベック」及「コピランスキー」東方部長ハ既ニ佛國へ脱出
シ工作中ナリ(了)

外務省

(日本標準規格B5)

編者附言
原書
A.C.C. 8. 8. 1 /
ニテリ

寫

(分類 A.C.C. 8. 1-4)

昭和14 三四八〇八 平 プカレスト 十月一日後發
本 省 二日前着

寺崎代理公使

野村外務大臣
第九六號ノ一
波發貴大臣宛電報
第二八號ノ一
往電第二七號ニ關シ

當地ニ於テ判明セル所左ノ通り

二十九日巴里ニ於テ波蘭官報第二一四號及第二一七號發行セラレタルカ右ニ依レハ「モ」大統領ハ三十日辭職シ其ノ結果一九三九年九月十七日波蘭領内「クチ」ニ於テ發セラレタル大統領令ニ基キ大統領候補ニ指定セラレタル前上院議長「ラジイスラス、ラツキエウイツ」ハ一九三五年四月二十三日附波蘭憲法ノ規定ニ基キ大統領ニ就任セリ

外務省

(日本標準規格B5)

ニ「ラ」新大統領ハ波蘭憲法第十九條ノ規定ニ從ヒ三十日在巴里波蘭大使館内ニ於テ「ルカシーヴィツ」大使、在佛波蘭軍總司令官「シヨルスキー」、大藏次官「アダム、ロツク」、在佛波蘭軍事使節「ブルハルドツト」將軍及大統領官房長「スタニスラス、レボコウスキー」ノ面前ニテ宣誓式ヲ行ヘリ
次テ大統領ハ「スクラドウスキー」現内閣ノ辭職ヲ命シ「ラジスラス、シヨルスキー」ニ組閣ヲ命シ左記内閣成立セリ
總理兼陸軍 「シヨルスキー」將軍
無任所兼副總理 「スタニスラス、ストロンスキー」教授
外務 「アウグスト、ザレスキー」
大藏 「アダム、ロツク」
他ニ閣僚三名、社會農民及國民勞働各黨ヨリ追テ任命ノ管ニシテ即チ新内閣ハ舉國一致内閣タリ(續ク)

外務省

(日本標準規格B5)

昭和14 三四八三七 平 本 省 十月一日後發
二日後着

野村外務大臣

寺崎代理公使

第九六號ノ二

波發貴大臣宛電報

第二八號ノ二

閣僚ノ閱歴左ノ通り

(1) 「シコルスキー」將軍ハ一九二三年及四年總理タリシ外陸軍大臣ヲ閱歴セルカ一九二六年「ピルスツキー」革命ニ際シ「ピ」元帥ヨリ「ワルソー」進軍ヲ命セラレタルモ之ヲ拒絕シ佛國ヘ亡命爾來反政府ノ巨頭ト目サレタルモ黨派的色彩薄ク有數ノ軍略家ナリ獨波ノ危險迫ルヤ急遽歸國(當時ノ往電參照)シ再三再四參謀本部附ヲ願出テタルモ「シミグリー」元帥ノ容ルル所トナラザリシ由ナリ

(日本標準規格B5)

外務省

(2) 「アダム、コッツ」、所謂「コロネル、グループ」ニ屬シ「ピ」元帥直系ニシテ前大藏次官タリ「オゾン」ノ總裁タリシコトアリ英波經濟取極ノ爲英國ニ使ス
(3) 「ストロンスキー」教授、「クラコー」大學言語學教授ニシテ一九二六年以來著名ナル著作家タリ國民黨ニ屬ス
尙新大統領ニ付テハ往電第二一號所報ノ外「ボメラニヤ」其ノ他各地ノ總督モ歴任セリ(了)

(日本標準規格B5)

外務省

獨善研言

原書

A6.0.0.1-41

才三改改改改改
独波改改改
ニリ

寫

(分類 A6.0.0.1-41)

昭和14 三五三七三 平 倫敦 十月五日 後發
本省 六日前着

野村外務大臣

第一二六一號

一般的情報

五日「タイムズ」ハ在英波蘭大使ハ英政府ニ對シ「モチツキ」カ
九月十一日命令ヲ以テ *Wladyslaw Raabitsky* ヲ豫メ大統領後任ニ
任命セル旨竝ニ右ハ合法的處置タル旨ヲ通報セリ「モチツキ」辭
任後 *Pop Henry* 後繼大統領ニ就任セルカ英國政府ハ之ヲ承認セリト
報ス

重光大使

外務省

(日本標準規格B5)

照合票

第一三〇號

記録
件名

昭和十五年十一月十日

發信者 在ヶ谷多門
吉田欽事

受信者 松岡大臣

件名

南阿新体制に関する Dr. Karl Bruner
意見発表会

原書ハ左記ニ在リ

記

A門7類0項0目 8-2 號

第二次歐米戰爭關係一件

英佛關係

南阿新体制

(分類 A 5.0.0.1-1-24)